

最高裁総訟第5号

平成31年1月16日

各法廷首席書記官 殿

訟廷首席書記官 殿

最高裁判所

大法廷首席書記官 植村直樹

契印に準ずる措置に関する事務の取扱い等について（指示）

標記の事務の取扱い等について、下記のとおり定めましたので、平成31年2月1日からこれによってください。

なお、平成28年7月19日付け大法廷首席書記官指示「契印に準ずる措置に関する事務の取扱い等について」は、廃止します。

記

- 1 最高裁判所の裁判所書記官が作成する民事事件及び行政事件に関する文書（口頭弁論調書その他調書等事件記録に編てつされる文書の原本を除く。）が数葉にわたる場合には、契印に代え、これに準ずる措置を執ることができる。
- 2 1及び刑事訴訟規則（昭和23年最高裁判所規則第32号）第58条第2項に定める契印に準ずる措置は、文書のつづり目又は上部欄外等に自動契印機を用いて穿孔文字を打ち抜く方法により行う。
- 3 自動契印機の穿孔文字の形状及び寸法は、平成4年2月28日付け最高裁総三第14号総務局長、民事局長、刑事局長、行政局長、家庭局長依命通達「契印に準ずる措置に関する事務の運用について」記2に定めるものとする。
- 4 自動契印機の設置場所及び台数は次のとおりとする。各設置場所に設置する自動契印機は、SEABIS（旅費等内部管理業務共通システム）物品管理システ

ムの管理データに記載された備品番号のとおりとする。

大法廷書記官室 1台

第一小法廷書記官室 1台

第二小法廷書記官室 1台

第三小法廷書記官室 1台

第二訟廷事務室 1台

5 保管責任者は、大法廷書記官室、小法廷書記官室及び第二訟廷事務室の上席書記官とする。

6 異動等に伴い保管責任者が交代したときは、後任の保管責任者において、別紙様式「自動契印機保管責任者の交代報告書」を作成し、速やかに庶務係に提出する。

7 保管責任者の職務は次のとおりとする。

(1) 自動契印機の設置

保管責任者は、設置状況を常時把握できる場所に自動契印機を備え置き、その状況の把握に努めるほか、紛失及び損傷のないように厳重に管理する。

(2) 鍵付き自動契印機に係る鍵の管理

鍵付き自動契印機に係る鍵については、当該鍵付き自動契印機の保管責任者が保管することとし、登庁時及び退庁時において、自動契印機の電源（キースイッチ）の入切の管理を行うものとする。

なお、保管責任者に差し支えがある場合には、当該鍵付き自動契印機を使用する書記官等に対し、一時的に鍵の管理を委任することを妨げない。

8 自動契印機を使用するに当たっては、文書のつづり順を点検し、その連續性を確認しなければならない。

(別紙様式)

## 自動契印機保管責任者の交代報告書

平成 年 月 日

大法廷首席書記官 殿

所 屬

官 職

氏 名

印

下記のとおり自動契印機の保管責任者を交代したので報告します。

記

1 契印機     台

(1) 平成 年度, 備品番号

(2) 平成 年度, 備品番号

2 保管責任者

(保管開始日) 平成 年 月 日

(官職) \_\_\_\_\_

(氏名) \_\_\_\_\_